



# 熊本県公報

号外 第 3 8 号

平成 27 年 7 月 13 日(月)

(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 規 則

- 熊本県工場等設置奨励条例施行規則及び熊本県税特別措置条例施行規則の一部を改正する規則…………… (企業立地課) 1

## 規 則

熊本県工場等設置奨励条例施行規則及び熊本県税特別措置条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成 2 7 年 7 月 1 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

### 熊本県規則第 3 6 号

熊本県工場等設置奨励条例施行規則及び熊本県税特別措置条例施行規則の一部を改正する規則

(熊本県工場等設置奨励条例施行規則の一部改正)

第 1 条 熊本県工場等設置奨励条例施行規則(昭和 3 9 年熊本県規則第 6 1 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条の次に次の 1 条を加える。

(情報通信技術利用事業)

第 1 条の 2 条例第 2 条第 1 号の規則で定める事業は、次に掲げる業務に係る事業とする。

(1) 電話その他の情報通信の技術を利用する方法により行う業務であって次に掲げるもの

ア 商品、権利若しくは役務に関する説明若しくは相談又は商品若しくは権利の売買契約若しくは役務を有償で提供する契約についての申込み、申込みの受付若しくは締結若しくはこれらの契約の申込み若しくは締結の勧誘の業務

イ 新商品の開発、販売計画の作成等に必要な基礎資料を得るためにする市場等に関する調査の業務

(2) 前号の業務に付随して行う業務であって、当該業務により得られた情報の整理又は分析の業務

附則第 4 項を次のように改める。

4 認定産業促進計画区域内の工場等に係る第 2 条第 1 項に規定する申請書の提出期限が、熊本県工場等設置奨励条例及び熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例(平成 2 7 年熊本県条例第 4 4 号。以下この項及び第 1 0 項において「平成 2 7 年改正条例」という。)の公布の日から起算して 1 月を経過した日前であるときは、当該提出期限は、同条第 1 項の規定にかかわらず、平成 2 7 年改正条例の公布の日から起算して 1 月を経過した日とする。

附則に次の 1 項を加える。

1 0 産業振興施策促進区域内の工場等に係る第 2 条第 1 項に規定する申請書の提出期限が、平成 2 7 年改正条例の公布の日から起算して 1 月を経過した日前であるときは、当該提出期限は、同項の規定にかかわらず、平成 2 7 年改正条例の公布の日から起算して 1 月を経過した日とする。

(熊本県税特別措置条例施行規則の一部改正)

第 2 条 熊本県税特別措置条例施行規則(昭和 3 9 年熊本県規則第 6 0 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「第 4 条の 4 第 1 項第 2 号」の次に「、条例第 4 条の 6 第 1 項第 1 号」を加え、「土地に係るものについては不動産(土地)取得税課税免除(不均一課税)申請書(別記第 3 号様式。ただし、当該土地について条例第 7 条第 1 項の規定の適用を受けようとするときにおいては、不動産(土地)取得税課税免除(不均一課税)申請書(別記第 4 号様式)とする。)を、家屋に係るものについては不動産(家屋)取得税課税免除(不均一課税)申請書(別記第 5 号様式)」を「次の各号に掲げる申請の区分動産取得税の不均一課税を受けようとする者は、当該不動産取得税の申告期限までに、不動産取得税不均一課税申請書(別記第 3 号の 3 様式。ただし、当該土地に係るものについては条例第 7 条第 1 項の規定の適用を受けようとするときにおいては、不動産取得税不

均一課税予定申請書（別記第4号の3様式）とする。）を管轄広域本部長を経由して知事に」を削り、同項に次の各号を加える。免除又は不均一課税の申請 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに定める書類

ア 条例第7条第1項の規定の適用を受けない場合 不動産（土地）取得税課税免除（不均一課税）申請書（別記第3号様式）

イ 条例第7条第1項の規定の適用を受けようとする場合 不動産（土地）取得税課税免除（不均一課税）予定申請書（別記第4号様式）

(2) 家屋に係る不動産取得税の課税免除又は不均一課税の申請 不動産（家屋）取得税課税免除（不均一課税）申請書（別記第5号様式）

第3条第2項中「不動産（土地）取得税課税免除（不均一課税）予定申請書」の次に「（別記第4号様式）」を、「第4条の4第1項第2号」の次に「、条例第4条の6第1項第1号」を加え、「、不動産取得税不均一課税予定申請書を提出した者は、当該土地が条例第4条の6第1号の規定の適用を受けられることとなったときは、直ちに不動産取得税不均一課税申請書（別記第3号の3様式）を」を削る。

附則第3項中「平成12年4月1日」を「平成27年4月1日」に、「平成12年熊本県条例第53号」を「平成27年熊本県条例第44号」に、「第4条の2第1項第1号」を「条例第4条の2第1号ア、条例第4条の4第1項第1号又は条例第4条の7第1項第1号ア」に改め、「及び事業税を課すべき事由が生じた畜産業又は水産業を行う個人」を削り、「定める」を「規定する」に改める。

附則第4項中「平成12年4月1日」を「平成27年4月1日」に、「第4条の2第1項第2号」を「第4条の2第2号、条例第4条の4第1項第2号、条例第4条の6第1項第1号又は条例第4条の7第1項第2号」に改め、「規定する」の次に「特別償却設備である」を加え、「定める」を「規定する」に改める。

別記第3号様式中「第4条の4第1項第2号」の次に「・第4条の6第1項第1号」を加える。

別記第3号の2様式及び別記第3号の3様式を削る。

別記第4号様式中「第4条の4第1項第2号」の次に「・第4条の6第1項第1号」を加える。

別記第4号の2様式及び別記第4号の3様式を削る。

別記第5号様式中「第4条の4第1項第2号」の次に「・第4条の6第1項第1号」を加える。

附 則  
この規則は、公布の日から施行する。